

令和元年第4回大仙市議会定例会会議録第4号

令和元年12月16日（月曜日）

議事日程第4号

令和元年12月16日（月曜日）午前10時00分開議

- 第1 議長報告 ・ 例月現金出納検査結果
- 第2 議案第127号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第3 議案第132号 大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について (総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第4 議案第133号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第5 議案第128号 大仙市大綱交流サロン条例の一部を改正する条例の制定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第6 議案第134号 大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第7 議案第135号 大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第8 議案第136号 大仙市神岡生産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第9 議案第137号 大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第10 議案第138号 八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第11 議案第139号 大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 2 議案第 1 4 0 号 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 4 1 号 協和温泉(四季の湯)の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 1 4 2 号 大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 1 4 3 号 史跡の里交流プラザ「柵の湯」の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 1 4 4 号 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の
指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 1 2 9 号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市一般職の
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制
定について (教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 1 4 5 号 大仙市八乙女交流センターの指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 1 4 6 号 大仙市民プール等の指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 1 4 7 号 大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの
指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 1 4 8 号 太田新興緑地広場等の指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 1 3 0 号 大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 1 3 1 号 大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定
について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 議案第 1 4 9 号 太田南部地区公園及び横沢東農村公園の指定管理者の指定に
ついて (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 5 議案第 1 5 0 号 令和元年度大仙市一般会計補正予算(第 8 号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 6 陳情第 3 1 号 田仲野地区の家屋移転希望者の家屋移転に関する陳情書
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 7 陳情第 3 2 号 市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見
表明を求める陳情
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 8 陳情第 3 5 号の 2 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の
実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情
【項目 (2)】
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 9 陳情第 3 6 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 0 陳情第 3 3 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提
出について (教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 1 陳情第 3 4 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する
意見書の提出について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 2 陳情第 3 5 号の 1 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の
実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情
【項目 (1)】
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 3 陳情第 3 7 号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大
幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 4 陳情第 3 8 号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など
地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況
把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は
行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 5 意見書案第 2 0 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書
(質疑・討論・表決)

- 第 3 6 意見書案第 2 1 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第 3 7 意見書案第 2 2 号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第 3 8 意見書案第 2 3 号 深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第 3 9 各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出について
- 第 4 0 議案第 1 5 1 号 令和元年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 1 議案第 1 5 2 号 大仙市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について (説明・質疑・討論・表決)

出席議員 (26人)

1 番 古 谷 武 美	2 番	3 番 三 浦 常 男
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	6 番 秩 父 博 樹
7 番 石 塚 柏	8 番 富 岡 喜 芳	9 番 本 間 輝 男
1 0 番 藤 田 和 久	1 1 番 佐 藤 文 子	1 2 番 小 笠 原 昌 作
1 3 番 小 松 栄 治	1 4 番 後 藤 健	1 5 番 佐 藤 育 男
1 6 番	1 7 番 児 玉 裕 一	1 8 番 佐 藤 芳 雄
1 9 番 高 橋 徳 久	2 0 番 橋 本 五 郎	2 1 番 渡 邊 秀 俊
2 2 番 佐 藤 清 吉	2 3 番 高 橋 幸 晴	2 4 番 大 山 利 吉
2 5 番 鎌 田 正	2 6 番 高 橋 敏 英	2 7 番 橋 村 誠
2 8 番 金 谷 道 男		

欠席議員 (0人)

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	西 山 光 博	教 育 長	吉 川 正 一
代 表 監 査 委 員	福 原 堅 悦	上 下 水 道 事 業 者 管 理 者	今 野 功 成
総 務 部 長	舩 谷 祐 幸	企 画 部 長	福 原 勝 人
市 民 部 長	加 藤 博 勝	健 康 福 祉 部 長	加 藤 実
農 林 部 長	福 田 浩	経 済 産 業 部 長	高 橋 正 人
建 設 部 長	古 屋 利 彦	災 害 復 旧 事 務 所 長	進 藤 孝 雄
病 院 事 務 長	富 樫 公 誠	教 育 指 導 部 長	佐 藤 英 樹
生 涯 学 習 部 長	安 達 成 年	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	佐々木 隆 幸

議会事務局職員出席者

局 長	齋 藤 博 美	参 事	齋 藤 孝 文
参 事	進 藤 稔 剛	参 事	富 樫 康 隆
副 主 幹	佐 藤 和 人		

午前10時00分開議

○議長（金谷道男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（金谷道男） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（金谷道男） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、別添お手元に配付のとおりに報告いたします。

○議長（金谷道男） 次に、日程第２、議案第１２７号から日程第４、議案第１３３号までの３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長１４番後藤健君。

（「はい、議長、１４番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） １４番。

【１４番 後藤健議員 登壇】

○総務民生常任委員長（後藤 健） おはようございます。

本会議第３日目、当委員会に審査付託となりました事件について、去る１２月９日、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第１２７号「会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」及び議案第１３２号「大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」の２件は、一括して審査いたしました。

質疑において、委員から「交通指導員と防犯指導員に関する条例が廃止になるが、これからの指導員の身分の位置付けと報酬はどうなるのか。また、今後、新たな条例等を定めることになるのか。」との質問に対し、「交通指導員、防犯指導員の方々には有償ボランティアという新しい形で活動していただくことになる。報酬は現在より下回らないようにしたい。条例・規則ではなく、要項を定めて運用していく。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明内容を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１３３号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、当局の説明内容を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（金谷道男） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

【 1 4 番 後藤健議員 降壇】

○議長（金谷道男） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第 1 2 7 号から議案第 1 3 3 号までの 3 件を一括して採決いたします。本 3 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 3 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） ご異議なしと認めます。よって本 3 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（金谷道男） 次に、日程第 5、議案第 1 2 8 号から日程第 1 6、議案第 1 4 4 号までの 1 2 件を一括して議題といたします。

本 1 2 件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長 2 4 番大山利吉君。

（「はい、2 4 番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 2 4 番。

【 2 4 番 大山利吉議員 登壇】

○企画産業常任委員長（大山利吉） ご報告いたします。

今期定例会、本会議第 3 日に当常任委員会に審査付託となった事件につきまして、去る 1 2 月 9 日に委員会を開会し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第 1 2 8 号「大仙市大綱交流サロン条例の一部を改正する条例」、議案第 1 3 4 号「大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について」及び議案第 1 3 5 号「大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について」の 3 件につきましては、当局の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本 3 件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 1 3 6 号「大仙市神岡生産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について」から議案第 1 4 4 号「太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について」までの 9 件につきましては、一括して審査いたしました。

当局からの内容説明に対し、委員から「温泉施設の指定管理料について、ほぼ似たよ

うな温泉施設なのに指定管理料にバラつきがあるが、極端に違う理由は何か。」との質疑があり、当局からは「施設の規模、立地条件、老朽度合いなどにより変わるが、算定上は平等に計算している。今後1年かけて見直しを行う中で、施設の全体の在り方も含め、総合的に勘案していく。」との答弁がありました。

そのほか、2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本9件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（金谷道男） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

【24番 大山利吉議員 降壇】

○議長（金谷道男） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第128号から議案第144号までの12件を一括して採決いたします。本12件に対する委員長報告は原案可決であります。本12件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） ご異議なしと認めます。よって本12件は、原案のとおり可決されました。

○議長（金谷道男） 次に、日程第17、議案第129号から日程第21、議案第148号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長19番高橋徳久君。

（「はい、議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 19番。

【19番 高橋徳久議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（高橋徳久） 本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る12月9日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第129号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。当局からの説明に対し、委員から「新たに設けられる診療部長という役職の特殊勤務手当を18万円とするとのことだが、他の役職の金額はどうなっているのか。」との質疑があり、これに対して当局からは「院長が30万円、診療部長の上役となる副院長が21万円、下役となる科長が15万円となっている。」との答弁がありました。

当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第145号「大仙市八乙女交流センターの指定管理者の指定について」及び議案第146号「大仙市民プール等の指定管理者の指定について」であります。当局の内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第147号「大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者の指定について」であります。当局からの説明に対し、委員から「他のスポーツ施設の指定管理期間が5年間としているのに、当該施設に関しては3年間としている理由は何か。」との質疑があり、これに対して当局からは「議案第145号の八乙女交流センターが指定管理期間を3年間としており、当該施設の利用状況を考慮し、一体管理が望ましいことから、期間を合わせて3年間としている。」との答弁がありました。

当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第148号「太田新興緑地広場等の指定管理者の指定について」であります。当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（金谷道男） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

【19番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（金谷道男） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと

認めます。

これより、議案第129号から議案第148号までの5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) ご異議なしと認めます。よって本5件は、原案のとおり可決されました。

○議長(金谷道男) 次に、日程第22、議案第130号から日程第24、議案第149号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長15番佐藤育男君。

(「はい、議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) 15番。

【15番 佐藤育男議員 登壇】

○建設水道常任委員長(佐藤育男) ご報告いたします。

今次定例会、本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る12月9日に委員会を開会し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第130号「大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第131号「大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」の2件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第149号「太田南部地区公園及び横沢東農村公園の指定管理者の指定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「太田南部地区公園と横沢東農村公園は、教育委員会所管の太田体育館などのスポーツ施設と一括で管理をした方が、相対的に指定管理料も安価になるのではないか。」との質疑があり、当局からは「市全体の問題なので、関係各課と協議をしてみたい。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（金谷道男） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

【15番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（金谷道男） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第130号から議案第149号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（金谷道男） 次に、日程第25、議案第150号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務民生常任委員長14番後藤健君。

（「はい、議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 14番。

【14番 後藤健議員 登壇】

○総務民生常任委員長（後藤 健） ご報告いたします。

議案第150号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算については、当局の説明内容を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（金谷道男） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

【 1 4 番 後藤健議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、企画産業常任委員長 2 4 番大山利吉君。

（「はい、議長、2 4 番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 2 4 番。

【 2 4 番 大山利吉議員 登壇】

○企画産業常任委員長（大山利吉） ご報告いたします。

同じく議案第 1 5 0 号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する補正予算につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、委員から、電子計算管理運営経費について、「昨年度実施した R P A の実証実験の状況について教えていただきたい。」との質疑に対しまして、「昨年度、二つの業務で実証実験を実施している。一つは今回導入予定の固定資産税業務のデータ入力で、現状 2 6 1 時間かかっていた作業が 8 5 時間まで短縮されている。もう一つは、市県民税業務のデータ入力で、現状 4 3 時間かかっていた作業が 3 2 時間に短縮されている。こちらの業務につきましては、短縮時間が芳しくなかったため見合わせている。今後も国からの情報提供等を参考に、年間に二つぐらいの業務を増やしていきたい。」との答弁がありました。

そのほか、2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（金谷道男） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

【 2 4 番 大山利吉議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、教育福祉常任委員長 1 9 番高橋徳久君。

（「議長、1 9 番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 1 9 番。

【 1 9 番 高橋徳久議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（高橋徳久） ご報告いたします。

議案第 1 5 0 号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、当委員会

に審査付託となりました所管する補正予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、民間保育所等整備事業費補助金について、委員から「保育所開設に当たり、運営会社の方に市の方から働き掛けはあったのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「会社として当市のほかにも候補地があり、検討した結果、当市が選択され、開設を打診された。」との答弁がありました。

また、委員から「保育士の確保はどうなるのか。既存の保育所との競合にならないか。」との意見があり、これに対して当局からは「保育士の引き抜き等が懸念される場所であるが、運営側としては東北管内、仙台市辺りから確保して連れてきたいとの意向を伺っている。ただ、引き抜きはしないということであるが、地元からも若干名募集したいとのことであり、個々に応募する可能性はある。」との答弁がありました。

当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（金谷道男） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

【19番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、建設水道常任委員長15番佐藤育男君。

（「はい、議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 15番。

【15番 佐藤育男議員 登壇】

○建設水道常任委員長（佐藤育男） ご報告いたします。

議案第150号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、道路河川課所管の道路維持管理費の債務負担行為分について、委員から「限度額の2,250万円は、各支所からの要望額を積み上げた数字なのか。」との質疑があり、当局からは「この2,250万円については、管理路線の延長で割合を定めて、それぞれ各支所に配分している。」との答弁がありました。

また、委員から「道路維持管理費に関しては、各支所からの意見を吸い上げる形で積

み上げて精査し、債務負担行為の設定をしてほしい。」との意見があり、当局からは「今後は各支所の意見を聞き、十分考慮して予算化してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（金谷道男） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

【15番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（金谷道男） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第150号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（金谷道男） 次に、日程第26、陳情第31号から日程第29、陳情第36号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長14番後藤健君。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 14番。

【14番 後藤健議員 登壇】

○総務民生常任委員長（後藤 健） ご報告いたします。

はじめに、当委員会で継続審査となっておりました陳情第31号「田仲野地区の家屋移転希望者の家屋移転に関する陳情書」につきましては、委員から「家屋移転に関しては難しいと思うが、水害が起こり得る状況にはある。市として住民の生命と財産を守る

ため、何らかの対策を講じる必要があると思うので、陳情書の“最善策を講じてください”の部分の一部採択すべき。」との意見、また「願意は妥当であり、陳情内容を全て採択すべき。」との意見がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により、本件は一部採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第32号「市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情」につきましては、委員から「第3回定例会で同様の請願は不採択となっている。今回採択とすることは考えられない。」との意見と「願意は妥当であり採択すべき。」との意見がありました。

挙手による採決の結果、賛成少数により、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第35号の2「お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情」のうち項目（2）につきましては、委員から「陳情の趣旨を実行しても、社会保障制度の改善にはならないのではないか。」との意見と「願意は妥当であり採択すべき。」との意見がありました。

挙手による採決の結果、賛成少数により、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第36号「若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情」につきましては、委員から「国でもいろいろ考えてやっていることであり、年金の毎月支給などできないのではないか。」との意見と「願意は妥当であり採択すべき。」との意見がありました。

挙手による採決の結果、賛成少数により、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（金谷道男） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

【14番 後藤健議員 降壇】

○議長（金谷道男） これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許し

ます。10番藤田和久君。

【10番 藤田和久議員 登壇】

○10番（藤田和久） 日本共産党の藤田和久でございます。私は、陳情第32号「市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情」に賛成討論を行います。

戦後の日本政府は、戦後60年以上、憲法9条の見地から、集団的自衛権や戦艦・空母の保持とともに、地上イージスについても日本は保持しないと長年そういうふうにしてきたものであります。

ところが、安倍政権になってから集団的自衛権の容認、F35戦闘機の大量購入と空母への転換、そして地上イージスの秋田県並びに山口県への配備と進められてきた経緯がございます。

特に地上イージスについては、アメリカ大統領に無理やり押し付けられたものと報道されているほか、核ミサイル迎撃装置と呼ばれておりますけれども、実際にはミサイル発射装置が3基も設置されており、諸外国へのミサイル攻撃装置でもあります。

よって、憲法9条上、その配備の良し悪しが問われているものと思います。

しかしながら今回の陳情は、イージス・アショアの配備の良し悪しではなく、秋田市新屋への配備反対の意見表明を求めるものです。

秋田市新屋への配備については、あまりにも住宅地に近いことなどを理由に、新屋地区の町内会全てが反対しており、先の参議院選挙でも反対を掲げた野党の候補が結集しております。

また、野党の国会議員並びに県選出の自民党国会議員のほとんども、新屋には無理だというふうに言っております。

また、最近では、秋田県知事や秋田市長も、学校や住宅が近くにあるとの理由で新屋への配備はふさわしくない、もう少し住宅地との距離を考えてほしいなどと表明しております。

また、世論調査においても秋田県民の60パーセント以上が新屋配備に反対しており、大仙市民の65パーセント以上が新屋配備に反対しております。

我々日本共産党は、秋田県の総合的な安全確保と大仙市民の声、秋田県民の声を尊重して、新屋への地上イージス配備には反対であり、この陳情には賛成するものです。

政府は、秋田市新屋へのイージス配備を見直す方向で検討するなど、10日、複数

の政府関係者から発表されたそうです。この政府の検討の内容を確実なものにするためにも、今回の陳情を採択し、意見書を政府に発信すべきではないでしょうか。

県内の議会の採択状況については、賛成、反対、継続と様々でございますが、約半数の議会で採択されている模様です。昨日までの報道によりますと、25自治体のうち13の自治体で採択されている模様です。

不採択や継続の主な理由については、理由なき不採択、または現在防衛省で調査中なのでというのが多かったと聞いております。しかし、どんな調査をしたとしても、新屋地区が住宅地に近いという理由は変わりございません。理由にならない理由を掲げて陳情を否定することは、住民の負託に応えるべき議員のすることではありません。どうか皆さん、住民の声を反映し、秋田県の平和と安定、地域社会の発展のため、陳情第32号「市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情」に賛成していただくよう皆さんにお願いをして、私の賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（金谷道男） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第32号、市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情を採決いたします。この採決は起立をもって行います。ただし、20番橋本五郎君に限り、本日議題となっております案件に対し、起立に代え、挙手による表決を認めます。

なお、確認のため、起立または挙手された議員は、そのままお願いいたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択と決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

（賛成者7人 起立または挙手）

○議長（金谷道男） ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第35号の2、お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情のうち、項目（2）を採決いたします。この採決は、起立または挙手をもって行います。

なお、確認のため、起立または挙手された議員は、そのままお願いいたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択と決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

(賛成者 4 人 起立または挙手)

○議長（金谷道男） ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第 36 号、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情を採決いたします。この採決は起立または挙手をもって行います。

なお、確認のため、起立または挙手された議員は、そのままお願いいたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択と決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

(賛成者 4 人 起立または挙手)

○議長（金谷道男） ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第 31 号、田仲野地区の家屋移転希望者の家屋移転に関する陳情書を採決いたします。この採決は起立または挙手をもって行います。

なお、確認のため、起立または挙手された議員は、そのままお願いいたします。

本件に対する委員長報告は一部採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

(賛成者 19 人 起立または挙手)

○議長（金谷道男） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、一部採択することに決しました。

○議長（金谷道男） 次に、日程第 30、陳情第 33 号から日程第 34、陳情第 38 号までの 5 件を一括して議題といたします。

本 5 件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長 19 番高橋徳久君。

(「議長、19 番」と呼ぶ者あり)

○議長（金谷道男） 19 番。

【19 番 高橋徳久議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（高橋徳久吉）　ご報告いたします。

はじめに、陳情第33号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について」及び陳情第34号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について」の2件につきましては、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第35号の1「お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情」のうち、項目（1）につきましては「社会保障制度の拡充については、財政面での裏付けが必要と考える。その裏付けがない現状では無理ではないか。」との意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第37号「ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情」及び陳情第38号「『深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと』を国に求める意見書提出の陳情書」の2件につきましては、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（金谷道男）　ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男）　質疑なしと認めます。

【19番　高橋徳久議員　降壇】

○議長（金谷道男）　これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男）　討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第35号の1、お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情のうち、項目（1）を採決いたします。この採決は起立または挙手をもって行います。

なお、確認のため、起立または挙手された議員は、そのままお願いいたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択と決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

(賛成者4人 起立または挙手)

○議長(金谷道男) ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第33号、陳情第34号、陳情第37号及び陳情第38号の4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は採択であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) ご異議なしと認めます。よって本4件は、採択することに決しました。

○議長(金谷道男) 次に、日程第35、意見書案第20号から日程第38、意見書案第23号までの4件を一括して議題といたします。

意見書案第20号から意見書案第23号までの4件は教育福祉常任委員長から提出されております。

お諮りします。意見書案第20号から意見書案第23号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) ご異議なしと認めます。よって本4件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております本4件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより意見書案第20号から意見書案第23号までの4件を一括して採決いたします。本4件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました意見書案第20号から意見書案第23号までの4件について、この条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長(金谷道男) 次に、日程第39、各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条並びに第110条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

○議長(金谷道男) 次に、日程第40、議案第151号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。今野上下水道事業管理者。

【今野上下水道事業管理者 登壇】

○上下水道事業管理者(今野功成) 議案第151号、令和元年度大仙市上水道事業会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料ナンバー4、大仙市補正予算12月補正③の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、大曲上水道宇津台浄水場更新事業について、施設完成後の適正な

運転管理と維持管理費を節減するため行う工事費等の補正及び継続費の変更をお願いするものであります。

第2条収益的収入の補正として、営業外収益を3,306万8千円を補正し、補正後の額を9億4,744万9千円とするものであります。

また、収益的支出の補正として、営業費用1,643万2千円を減額補正し、補正後の額を6億5,912万2千円とするものであります。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第3条資本的支出の補正として、建設改良費4,950万円を補正し、補正後の額を19億2,593万2千円とするものであります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第4条は継続費の補正として、大曲上水道宇津台浄水場更新事業の継続費の総額を27億100万8千円とし、年割額につきましては記載のとおりであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【今野上下水道事業管理者 降壇】

○議長（金谷道男） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第151号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（金谷道男） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後程ご連絡いたします。

午前10時51分 休 憩

.....

午前11時20分 再 開

○議長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（金谷道男） 日程第40、議案第151号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長15番佐藤育男君。

(「はい、議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) 15番。

【15番 佐藤育男議員 登壇】

○建設水道常任委員長(佐藤育男) ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第151号「令和元年度大仙市上水道事業会計補正予算(第2号)」につきましては、当局からの補正予算内容の説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(金谷道男) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) 質疑なしと認めます。

【15番 佐藤育男議員 降壇】

○議長(金谷道男) これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより議案第151号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(金谷道男) 次に、日程第41、議案第152号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長27番橋村誠君。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) 27番。

【27番 橋村誠議員 登壇】

○27番（橋村 誠） 議案第152号、大仙市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議員の定数につきましては、大仙市議会基本条例第20条の規定により、その改正について議会改革推進会議等で検討を重ねてまいりました。

その結果、市民の多様な要望を吸収し、行政に反映させることは無論ではありますが、議会・委員会等の活性化と充実を図りつつ、議会改革及び行財政改革の推進に資するため、本市の人口減少や財政力等を総合的に勘案し、議員の定数を28人から24人に改めようとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。

何とぞ、本提案の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（金谷道男） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

【27番 橋村誠議員 降壇】

○議長（金谷道男） ただいま議題となっております本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論ありませんか。11番佐藤文子さん。

【11番 佐藤文子議員 登壇】

○11番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。私は、議案第152号、大仙市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

本案は、議員の定数を4減し、28から24とする削減案であり、我が党は議員定数削減に反対する立場から認められないものであります。

我々市議会議員は、議会の機能であります住民の意思を代表する機能、住民の意見や要望を市政、議会に反映させる立法機能、市当局執行部の行財政運営に対する監視機能を十分に果たし、住民の福祉の向上を図るための日常不断の活動が求められております。

867キロ平米という広大な面積の全域に集落が散在する大仙市において、市民の多様な意見や要望を把握し、市政と議会に届けるその役割は、現状の28人でも十分とはいえないと私は思っております。

今回の削減案が報じられた直後に「今でさえ近くに議員がないのに、また減らされたら声を届ける人がいなくなる。ますます議会が遠くなるので、何とか減らさないで欲しい。」という声が寄せられました。

この声のように、議員定数の削減は、市民にとって身近な議会と議員であるはずが、遠い存在となり、民意反映を狭め、議会・議員活動の低下につながるものとなります。

定数削減の提案理由に掲げております議会改革というなら、議会基本条例に規定する議会及び議員の活動原則に沿った検証と改善を行うべきであり、行財政改革は住民の立場に立った監視機能を発揮すべき課題だと考えます。

また、財政力についても掲げておりますが、一般会計予算に占める議会費の割合は0.7パーセントまで減少しているもと、さらなる定数削減が、さしたる財政効果をもたらすものとは思えません。それ以上に民意反映と住民福祉向上に資するための議員の活動と役割が後退し、市民にとってはますます見えにくくなることの影響の方が問題だと考えます。

以上述べて、議員定数削減案に反対を表明するものであります。

以上です。

【11番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（金谷道男） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） これにて討論を終結いたします。

これより議案第152号を採決いたします。この採決は起立または挙手をもって行います。

なお、確認のため、起立または挙手された議員は、そのままお願いいたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

（賛成者20人 起立または挙手）

○議長（金谷道男） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（金谷道男） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

○議長（金谷道男） これにて令和元年第4回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり大変ご苦勞様でした。

午前 11 時 29 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

